

[論文]

リベイロ・サンシェス「新キリスト教徒起源論」について

Sobre *Cristãos Novos e Cristãos Velhos em Portugal* de Ribeiro Sanches

疋谷憲洋

Kurotani Norihiro

はじめに

ポルトガル人は、他人種・他民族への差別・偏見が比較的少なく、海外進出とともに、アメリカやアジア各地で現地人と通婚し、そうした人種混交を通じて多様な混血社会を生み出したという言説がしばしば見られる。ブラジルの社会学者ジルベルト・フレイレが唱えた「ルゾ・トロピカリズモ」は、その一例であろう⁽¹⁾。こうした言説に対し、大航海時代史や日本一ポルトガル交渉史に関して様々な著述のある、チャールズ・ラルフ・ボクサーは、『ポルトガル海洋帝国（The Portuguese Seaborne Empire）』の中で「血の純潔と汚染された種（‘Purity of blood’ and ‘Contaminated races’）」という一章を設け、「ポルトガル人は言及に値するような人種差別を決して有したことがなかったと、われわれに保証する現代の著名な著述家には事欠かない。かれらその道の権威たちが説明してくれないことは、この事例において、18世紀第4四半世紀に至るまで、何世紀にもわたり、階級ばかりでなく人種的な観点からも、『血の清潔』、あるいは『血の純潔』という概念を、ポルトガル人がこんなにも強調していたのはなぜか、そして、『汚染された種』、といった言葉づかいが、公文書にも私信にもこんなに見つかるのはなぜか、ということである」と述べている⁽²⁾。

ボクサーによれば、ポルトガルおよびその帝国の中においては、二つの「不寛容」が存在していた。一つは、奴隸や先住民、混血者に対する「人種的」差別であった。ブラジルの砂糖プランテーションに最も顕著に見られるように、ポルトガルの植民地帝国は、アフリカ系黒人奴隸の存在を前提に成り立っていたのだが、その結果生み出された混血者や、各地の先住民に対し、聖職・公職からの排除など様々な差別が行われていた。もう一つは、「新キリスト教徒」、すなわち改宗ユダヤ人とその子孫への「宗教的」差別である。マヌエル1世の異教徒追放令（1496年）と強制改宗（1497年）を経て大量に誕生したユダヤ教からの改宗者は、「新キリスト教徒」と呼称され、ポルトガルにおける異端審問の導入（1536年）やいわゆる「血統審査」の実施によって、差別・迫害の対象になる。その結果、多くの新キリスト教徒系商人・手工業者が国外に流出し、ポルトガル海洋帝国の衰退の一因となったとされている。新キリスト教徒への差別・迫害は、公的には、ジョゼ1世（位1750～77）期のポンバル侯爵による啓蒙專制改革の中で終結する⁽³⁾。

本稿では、新キリスト教徒系知識人・医師アントニオ・ヌネス・リベイロ・サンシェス（1699～1782）の手稿「新キリスト教徒と旧キリスト教徒という区別の起源について（以

下、「新キリスト教徒起源論」と略記)」について、その問題意識や企図について検討する。その上で、ポンバル改革における新キリスト教徒差別撤廃令との比較を通じ、ポルトガルにおける啓蒙思想と改革の関係についても見ていくことにする。

1. リベイロ・サンシェスと18世紀ポルトガル

(1) ポルトガルと「啓蒙」

18世紀のポルトガルには、全ヨーロッパ規模で進行していた「啓蒙」をいかに受け入れていくかという課題があった。スペインとの同君連合の解消に伴う帝国の再編、植民地ブラジルの発展と対イギリス経済従属といった事態の進行を受けて、ポルトガルの支配者層・知識人層の中に、啓蒙主義的思潮を踏まえながら本国および帝国の多面にわたる改革の必要性を主張し、その企図を提言するものが現れる。いわゆる「エストラジエイラードス(外国かぶれ/開化論者)」と呼称される知識人である。ジョアン5世(位1706~1750)期には、カトリック教会や異端審問所など、ビレネー以北からの文化的影響に対して監視のまなざしを向ける統制装置・勢力が存在する中で、四代目エリセイラ伯爵フランシスコ・シャヴィエル・デ・メネーゼスを中心に形成された知識人サークルの活動や、王立歴史アカデミーの設立など、フランスやオランダ、イタリアなど国外の知的運動に関心を寄せ、その成果をポルトガルに導入しようとする動きが見られた⁽⁴⁾。

その一方、むしろ活動の場を国外に求め、そこからポルトガルの現状批判と改革の必要性を訴える知識人も存在していた。その代表的な人物が、外交官ルイス・ダ・クーニャ(1662~1749)である⁽⁵⁾。かれは、オランダやフランスでポルトガルの外交代表として活動する傍ら、本国にあてて様々な提言を送っている。「アゼヴェード・コウティニョへの訓令」や、王太子ジョゼ(後のジョゼ1世)にあてた『政治的遺言』の中で、ポルトガルとその帝国の状況分析と提言を行っているのだが、ルイス・ダ・クーニャにとって、ポルトガル再建の最大の障害のひとつが、異端審問所の存在であった。クーニャによれば、異端審問所の活動によって、国家の血液たる「臣民」が、その資本と共に日々流出していくのであった。

その他、イギリス在住のポルトガル系ユダヤ人医師・科学者ジャコブ・デ・カストロ・サルメントや、著作『真の学問の方法』によって、ポルトガル国内に教育論議を巻き起こす、イタリア在住のルイス・アントニオ・ヴェルネイなど、国外において活動したポルトガル系知識人の活動が、ポルトガルにおける啓蒙思想の展開に重要な役割を果たすことになるのだが、その中の一人が、リベイロ・サンシェスであった。

(2) リベイロ・サンシェスの「彷徨」

リベイロ・サンシェスの生涯は、四つの時期に分けて考えることが出来る⁽⁶⁾。

第一は、ポルトガル時代である。1699年、ポルトガル内陸部ペイラ・バイシャ地方のペナマコールで、新キリスト教徒系の靴職人の子として生まれたかれは、コインブラ大学とサラマンカ大学で医学を学び、リスボン近郊のベナベンテで医師として活動した後、1726年にポルトガルを出国し、その後ポルトガルには二度と戻らない。このときの出国の理由については謎とされているが、異端審問所の迫害を恐れていたからだという説と、グアルダに居住していた時期に、イギリスのロックの影響の下に『貴族子弟教育論』を著したピ

リベイロ・サンシェス関連年表 ※（　）内は関連するポルトガルの出来事

1699年	3月7日 リベイロ・サンシェス誕生（5月8日 ポンバル誕生）
1707年	（ジョアン5世即位）
1716年	コインブラ大学で勉学（～1719年）
1720年	サラマンカ大学で勉学、医師の資格を取得（～1724年）
1724年	リスボン近郊のベナベンテで開業
1726年	ポルトガル出国。イタリア、イギリス（ロンドン）、フランスを遍歴
1729年	ボルドーからロンドン経由でライデンに向かう
1730年	ライデン大学で、ヘルマン・ブルーハーフェの医学講座を受講
1731年	ブルーハーフェの推薦で、医師としてロシアに赴く
1735年	軍医として、クリミアの戦役に従軍（～1736年）
1739年	ロシア宮廷侍医に任命、アンナ・イヴァノヴナに伺候 サンクトペテルブルク帝国科学アカデミーの名誉会員に選ばれる パリの科学アカデミーの通信会員に選ばれる
1746年	（ルイス・アントニオ・ヴェルネイ、『真の学問の方法』出版）
1747年	ロシア宮廷を辞し、パリへ
(1748年)	「新キリスト教徒起源論」執筆
1750年	パリで、最初の著書『性病の起源についての小論』出版 (ジョアン5世死去、ジョゼ1世即位。ポンバル登用)
1755年	（11月1日、リスボン大地震）
1756年	パリで、『民衆の健康の維持について』出版
1758年	ポルトガル政府から医学教育・研究の改革について諮詢を受ける
1759年	ポルトガル政府からの年金支給開始 (6月28日、教育改革令。9月28日、イエズス会追放令)
1760年	フランスで、『若人の教育のための書簡』印刷
1761年	『医学教育・研究方法についての覚書』脱稿 ポルトガル政府からの年金停止（王立貴族学院設立令）
1762年	ロシアでエカチェリーナ2世即位、リベイロ・サンシェスに年金を支給 パリで、『医学教育・研究方法についての覚書』出版
1763年	ポルトガル政府からの年金支給復活
1771年	このころ『百科全書』に協力、「性病」の項を執筆
1772年	（コインブラ大学改革開始。新教育改革令発布、「読み・書き・計算の教師」設置） (5月25日、「新キリスト教徒差別撤廃令」発布)
1773年	リスボンで、『ヨーロッパにおける性病出現についての歴史的検証』出版
1774年	(ジョゼ1世死去し、ポンバル失脚。マリア1世即位)
1777年	リスボン科学アカデミーが設立され、通信会員に選ばれる。
1779年	10月14日、パリで死去（5月13日、ポンバル死去）

※Victor de Sá, *Ribeiro Sanches, dificuldades que tem um reino velho para emendar-se e outros textos*所収の巻末年表を基に作成した。

ナ・イ・プロエンサとの知的交流があったことから、ピレネー以北の知的動向に关心を抱き、その地で本格的な勉学・研究が行いたかったからだという説とがある⁽⁷⁾。

第二は、ポルトガル出国後、オランダのライデン大学で医学を学ぶまでの時期である。出国後のサンシェスは、ポルトガル人のコミュニティーを頼りながら、イタリア、フランス、イギリスを転々としている。とくにロンドンでは、亡命していた元新キリスト教系ポルトガル人のユダヤ教徒コミュニティーと接触し、ユダヤ教の礼拝を実践している。1730年にはオランダに赴き、ライデン大学でヘルマン・ブールハーフェ（1668～1738）の医学講座を受講する。ブールハーフェは、ニュートン主義に基づく経験的・数学的自然科学の支持者であり、教育者としてもヨーロッパ医学界に重要な位置を占めていた⁽⁸⁾。サンシェスも、この時期に、それまでの人生で学んだことより多くのことをこの期間に学んだ、と述懐している。また、オランダ時代には、当時駐在していたルイス・ダ・クーニャとも交流し、思想的な影響を受けたとも言われている。

ブールハーフェのもとへロシアから医師の派遣依頼が来たため、ブールハーフェはサンシェスを推薦し、1731年、医師としてロシア宮廷へ赴く。これが第三のロシア時代である⁽⁹⁾。モスクワ市と契約した後、軍医としてクリミア地方に従軍、その後ロシア陸軍士官学校付き医師となり、さらにペテルブルク科学アカデミーの会員に選ばれ、女帝アンナ・イヴァノヴナの宮廷付き医師に任命されるなどの厚遇を受けたが、1747年、突如ロシアでの職務や栄誉をすべて辞する。

ロシアを辞したサンシェスは、ウィーン経由でパリに移る。第四のパリ時代の始まりである。医師として活動しながら、『性病論』などの著作活動を通じて、パリのフィロゾークたちとも交流し、『百科全書』の「性病」の項を執筆したとされる。

その一方、ポルトガルでは、1750年にジョゼ1世が即位し、ポンバル侯爵による「啓蒙専制主義的改革」の時代を迎えることになる。ポルトガル政府は、フランスにおける外交使節を通じてサンシェスとコンタクトを取り、サンシェスに医学教育改革について諮詢し、年金の授与を決定している。サンシェスも、本国におけるイエズス会士追放や教育改革の開始を見ながら、『若人の教育のための書簡』や「医学教育・研究法についての覚書」を著し、ポルトガル政府に捧げている。しかしながら、その年金も一時中断し、また先述の著作も結局自費出版するなど、ポンバル期において、決して厚遇されていたわけではなかった。また、コインブラ大学の医学教育の改革に関しても、結局、サンシェスの意見は採用されなかったとされている。ポンバル失脚後のマリア1世期には、1779年に設立されたリスボン科学アカデミーの通信会員にも選出されているが、1782年に死去している。

このように、リベイロ・サンシェスは、ロンドンやライデン、ペテルブルク、パリといった啓蒙期ヨーロッパの中心的都市を彷彿する中で、ポルトガル国内では不可能であった知的活動・交流を行い、医学・教育を中心に多様な著述活動を行うという、ポルトガル文化史上ユニークな存在となっているのである。

（3）リベイロ・サンシェスの位置づけ

António Rosa Mendesによれば、リベイロ・サンシェスとその著作は、かれの死後しばらくは、フランス人のAndryやVicq d'Azirがかれの伝記や蔵書リストを作成している一

方で、ポルトガルにおいては「忘れ去られた存在」であった。ポルトガルにおいてサンシェスが大々的に取り上げられたのは、19世紀半ば以降、とりわけ、1882年のポンバル侯爵百回忌を中心とする、伝統主義と共和主義の間のイデオロギー闘争の文脈においてであった⁽¹⁰⁾。文豪カミーロ・カステロ・ブランコが、『ポンバル侯爵のプロフィール』の中で、反ポンバル的言説を展開し、サンシェスを「ポンバルの神託所」と呼び、ポンバル改革のブレーンとして位置づける一方、後に大統領となる共和主義者で歴史学者のテオフィロ・ブラガは、『コインブラ大学史』の中で、1772年の大学改革、とりわけ医学部の改組におけるサンシェスの関与を主張している。この二者は、相反する思想的党派に属しているながら、ポンバル改革のブレーンとしてサンシェスを位置づけている点では一致している。

こうして、啓蒙改革の理論家としてサンシェスが注目される一方で、20世紀初頭には、医学史家Maximiano Lemosが、サンシェスの作品と生涯についての研究を行い、ポルトガル医学史・教育史におけるその重要性を指摘するとともに、サンシェスの教育論の中心を成す『若人の教育のための書簡（As Cartas sobre a Educação da Mocidade）』を、一世紀ぶりに再版する。これを受けた形で、1959年と1966年に、コインブラ大学が『著作集』を編纂・刊行⁽¹¹⁾、また、Raul RêgoやVictor de Sáも、それまで未完であった手稿を活字化、公刊し⁽¹²⁾、サンシェスの主要な著作・著述を比較的容易に目にできるようになった。

1982年は、ポンバル侯爵没後200年を記念して、ポンバルとその時代についての様々な論集が公刊され、1974年革命以降の知的開放を反映し、18世紀ポルトガル史研究およびポルトガル近世・近代史研究が一層の発展を見るきっかけともなったが、それと連動する形で、サンシェスに関しても、新キリスト教徒問題やポンバル改革との関連など、様々な角度から検討されるようになる。

António Rosa Mendesは、1991年に、論文*Ribeiro Sanches e as "Cartas sobre a Educação da Mocidade"*を提出し⁽¹³⁾、それまでのサンシェス研究・資料を総合・整理し、サンシェスの生涯の流れを批判的に再構成するとともに、『若人の教育についての書簡』について詳しく検討する。この論文は、1998年に*Ribeiro Sanches e o Marquês de Pombal, Intelectuais e Poder no Absolutismo Esclarecido*（リベイロ・サンシェスとポンバル侯爵、啓蒙絶対主義における知識人と権力）というタイトルで刊行され⁽¹⁴⁾、サンシェス研究の基礎文献となっている。教育史家Fernando Augsto Machadoは*Educação e Cidadania na Ilustração Portuguesa: Ribeiro Sanches*（ポルトガル啓蒙思想における教育と市民性）という研究書の中で、サンシェスの教育論について整理を行い、同時代のヨーロッパ教育思想における位置づけを行った上で、「貴族教育論」のフランス語手稿を活字化、ポルトガル語訳もしている⁽¹⁵⁾。18世紀ポルトガル史と啓蒙思想の専門家であるAna Cristina Araújoは、ポルトガル啓蒙思想におけるリベイロ・サンシェスの重要性を検討し、論考「リベイロ・サンシェスにおける医学とユートピア」においては、サンシェスの身体論と「ユートピア思想」の関連についても検討している⁽¹⁶⁾。

また、ポルトガル内陸部のコヴィリャンに所在する、ペイラ・インテリオール大学の「ユダヤ研究センター（Centro de Estudos Judaicos da Universidade da Beira Interior）」では、サンシェスの主要な著作をPDFファイル化し、インターネット上で公開している。

る⁽¹⁷⁾。

このように、サンシェス研究は、サンシェス自身の思想の展開・発展や、18世紀ポルトガルにおける教育・文化の問題を検討するのみならず、ヨーロッパの中でのポルトガル啓蒙思想の位置づけを考える上で、重要な位置を占めているのである。

2. 「新キリスト教徒起源論」の意見と企図

ポルトガル内陸部の新キリスト教徒の家系に生まれたリベイロ・サンシェスは、その人生の彷徨の過程で、信仰する宗教についても揺れ動いている。Norberto Ferreira Cunhaによれば、リベイロ・サンシェスの信仰は、カトリック教徒として生まれながら、成長の過程で自らが「新キリスト教徒／改宗ユダヤ系」であることを認識し、出国後のロンドンでは一時的にユダヤ教共同体に参加し、その後、「カトリックに立ち返った」と宣言しながら、その書き物においては、自然宗教や理神論に傾斜していた⁽¹⁸⁾。

そうしたリベイロ・サンシェスが、自らの出自やポルトガルの現状を踏まえ、「新キリスト教徒問題」について書いたものが、「ポルトガルにおける、新キリスト教徒と旧キリスト教徒という呼称の起源について、ならびにこうした名前が存続している原因について、そしてまた、ユダヤ教的盲目とは。いかなる方法によれば、数年のうちに、同じ臣民におけるこうした区別を廃し、ユダヤ教的盲目を廃することができるのか。すべてはカトリック教の増進と、国家の有益のために」と題された、1748年11月8日付けの手稿であった⁽¹⁹⁾。おそらく、1730年代から準備され、書写の形で回覧されていたといわれている。

本章では、この「新キリスト教徒起源論」で述べられた「新キリスト教徒差別」の問題と、解決のための提案について検討する。

(1) 「新キリスト教徒」とは何か

リベイロ・サンシェスによれば、「新キリスト教徒」という呼称は、ポルトガルにもともと存在していたものではなかった。「ポルトガルにおいては、ディニス王、アフォンソ4世、ジョアン1世、アフォンソ5世といった諸王の御世にも、ユダヤ人が存在していたにもかかわらず、その歴史において、新キリスト教徒や旧キリスト教徒といった、そうした呼称は見られないのであります。そうした時代にあっては、ユダヤ人は公的には自分たちの宗教の自由に同意が得られていましたので、キリストの信仰へと改宗したものは、眞のキリスト教徒として、かつ国家の正当な臣民として評価されていたのであります。ユダヤ民族という呼称を失い、ポルトガル人という呼称を獲得していたこと、今日のイタリアやフランスで実践されているとおりでした」⁽²⁰⁾。

先述したように、「新キリスト教徒」という呼称の起源は、マヌエル1世による「異教徒追放令」と強制改宗政策である。しかしながら、リベイロ・サンシェスによれば、「国王マヌエルの御世に、新キリスト教徒という呼称が、聖職身分に入る妨げとなっていた、ということは読み取れませんし、国家の名誉ある職務についてもそうではないのであります。なぜなら、当時は、血統審査を行うことが必要ではなかったし、慣習になつてもいなかつのです」⁽²¹⁾。そして、「1536年までは、ポルトガルの臣民の間にいかなる区別もなされていなかつたので、もし異端審問所が設立されず、その規約が実行されなければ、かの民族は溶けてなくなつてしまつたかも知れないのです」⁽²²⁾。ところが、

この年（1536年）に、パウルス3世の教皇勅書によって、ポルトガルに異端審問所が導入されたのです。異端審問所が、その規約の定めていることを実行し始め、ユダヤ民族において執行し始めるやいなや、ユダヤ人の新キリスト教徒と、旧キリスト教徒という名称が、ただちに盛んになり、同じ臣民の間に区別があることが始まったのです。

新キリスト教徒と旧キリスト教徒の間の差別は、聖職身分あるいは国家の名誉ある職務に入ることを望むものはすべて血統審査を受ける慣習が打ち立てられた後、さらに明白なものとなりました²³⁾。

こうして、異端審問と血統審査による新キリスト教徒に対する迫害・差別によって、「旧キリスト教徒」「新キリスト教徒」という区別・名称がポルトガル社会に残存することになる。こうした制度的な区別・差別は、ポルトガル社会に深く染み付くことになる。

新キリスト教徒の子どもが同輩と遊べるくらいになると、その生まれの不幸をただちに感じ始めます、というのも、こうした年頃の遊びから生ずるけんかのなかで、すでに、ユダヤ人とか新キリスト教徒とかいった呼び名で侮辱され始めるのです。学校に入ると、これは称賛すべき慣習なのですが、これらの子どもたちは、お勤めの日だけでなく労働の日にも教会に行き、すでにその教師と一緒にミサを聴いたり、その補助を行ったり、いとも聖なる秘蹟やその他の行事に参加したりするのですが、この教師その者や、無知な聖職者、信心会の同朋、悪いことには教区司祭さえ、ただちにこの子どもと旧キリスト教徒の子どもを区別するのです。後者は優先されてミサの補助をし、燭台あるいは白い蠟燭を掲げたり、天蓋の支持棒を持たされたりします。こうしたひいきが、新キリスト教徒の子どもあるいは少年に深く印されるのです。不愉快になり、納得がいかず、軽蔑をもって扱われていることに涙を流すのです。

この少年が、世の中との付き合いに足を踏み入れますと、その一歩ごとに、旧キリスト教徒が30ものやり方で彼を軽蔑し侮辱することを見て取るのです。その旧キリスト教徒の生まれや職業が貧しければ貧しいほど、新キリスト教徒に対する侮辱は激しいものとなるのです。なぜならば、旧キリスト教徒であるということは名誉なので、かの民族を軽蔑し侮辱するものは、自らを卓越させ自慢しているのです。それゆえに、屠畜業者や人足、太鼓たたき、死刑執行人や黒人奴隸までもが、いちばんに侮辱し、新キリスト教徒にその不名誉を知らしめるのです。もっと育ちの良いものは、差別の身振りを行うにしても、より品格をもって行うのです。新キリスト教徒と話すときに、半ば犬に話すような調子でものを言うものもいれば、隠語で彼のことをユダヤ人と呼ぶものもいます。鼻のところに手をもってくるものもいれば、まだ話さないうちから、ひげを捻ったりするものもいます。その大部分は、尻尾があるぞという合図をしているのです。これが、新キリスト教徒がその同国人から受けた扱いなのです。これに満足して祖国で暮らしているのです。軽蔑されることに復讐心がかきたてられても、憎しみをかみ殺し、偽って生きるよりほかないのであります²⁴⁾。

こうして、新キリスト教徒の家に生まれたものは、さらに血統審査と異端審問という制度的な差別・迫害に遭い、結果として、ポルトガル国家には「臣民」、カトリック教会には「信徒」の喪失をもたらす。

この國中で、いったいどれだけの家族の両親や祖父母が、異端審問所の中から二度と戻ってこなかつたことか。どれだけのものが、血統審査を通ることが出来ず、禁じられた血に汚染されたもの、と指差され区別されて生きていることか。どのようにすれば、ひとりのポルトガル人が、名誉に対する愛と誇りが当然あるので、その時、あまりの悪口に嫌悪感を催さないことが可能でしょうか。その悪口たるや、彼に、祖国の法に対する憎悪をかき立て、そこから亡命してしまうほどなのですから。ここから、国家はひとりの臣民を失うのですが、そのことが最悪だというのではありません。この男の、すべての子孫が、永久に、国家にとって失われてしまうのです。そしてこの時、教会もまた同様な損失を被ることになることを、いったい神はお望みなのでしょうか。こうして、この国はさらにひとりの新キリスト教徒をもつことになり、そして30年後には、このたった一つのことが原因で、村ひとつに住まわせるのに十分なほどもつことになるでしょう⁽²⁵⁾。

(2) 異端審問というパラドクス

異端審問は、元来、カトリック社会における異端を取り締まり根絶して、カトリック信仰を増進させるために設立されたものであった。しかしながら、リベイロ・サンシェスによれば、ポルトガルにおいては、血統審査とあいまって、かれ言うところの「ユダヤ的盲目」、すなわち、ユダヤ教の信仰を増加させる結果をもたらすことになる。「ポルトガルの新キリスト教徒にあるユダヤ的盲目の直接的な理由について」と題された章において、かれは次のように説明する。

今度は、ユダヤ的盲目の起源について見てみましょう、そしてここでは、悲惨の連鎖を目にすることになります、というのも、ユダヤ教信仰が増加するにつれて、新キリスト教徒の数も増加し、ひとたびそれが増加すると、その盲目が増加することはより確かなものとなるのですから。

誰もが知っていますが、宗教裁判所から告白あるいは悔悛して出てきたものは、もし二度同じ罪を犯すと、世俗の腕に委ねられることになります。宗教裁判所の法廷の慣習は、子に対する親の、親に対する子の、妻、夫、兄弟同士、そういった告発を認めるまでになっているのですが、かの血統の証拠として告発されたものを逮捕するには、兄弟のそれがより力と重みがあるのです。こうして、悔悛者として宗教裁判所を出てきたものは、彼の身におきる災厄の最も大きなものは、最も身近な身内からのものかもしれないということを、はっきりと悟ることになるのです。そして、確實に死をともなうこうした危険を避けるためには、他にこれといった手立てもなく、その子どもあるいは甥っ子たちに、異端審問が罪を審理する方法を教え始めるのです⁽²⁶⁾。

そして、異端審問所の審理方法が伝達され、どのようにすれば「生きて」出られるのかが教えられるのだが、このとき、ユダヤ教からの「悔悛」を演じるため、ユダヤ教信仰のふりをすることが伝授される。

異端審問の委員会に出頭するときには、すぐに、私はかつてモーゼの法を信じており、豚肉を食べていませんでした、終わりにジェズスの名を省いて、われらが父を唱えておりました、と告白するよう、そしてまた、誰とともにユダヤ教実践を行ったのか申告するよう忠告するのです。証言として何を白状すべきなのか、またその逆に、モーゼの法とその遵守のもとにあることが明らかになるのはどのようにしてか、教えるのです。・・・。

その子どもや甥っ子たちは、通例、まだキリスト教徒なので、こうした忠告を受け入れることをただちに拒否し、以下のように反対します。ぼくはキリスト教徒だ、キリストを信仰している、モーゼの法を信じ豚肉は食べないなどといったら嘘をつくことになる、と。教えた側は、このように告白することの必要性、つまり、たとえ彼の忠告していることが偽りであるとしても、それは生命と財産を救うためのものであり、これより他には不可能であると説いて聞かせるのです⁽²⁷⁾。

この他、新キリスト教徒は血統審査によって聖職者身分から排除されるため、独身を保つ必要がなく、結婚して子孫を残すこと。異端審問の逮捕・審理の方法が、「告発」という形で新キリスト教徒の数を増加させ、国外に亡命すれば「ユダヤ教徒」として生活・共同体を形成すること。さらに、アウト・ダ・フェのにぎにぎしい執行や、リストの配布、「世俗の腕に委ねられたもの」の似姿の貼りだしが、新・旧キリスト教徒の区分を強化し、前者のキリスト教に対する憎悪を掻き立てる。といったことを、「ユダヤ的盲目」の増加の理由としてあげている⁽²⁸⁾。

(3) 対策と論拠

それでは、こうした「悲惨の連鎖」を終わらせるために必要な手だけは何か。サンシェスは、「新キリスト教徒と旧キリスト教徒という区分を終わらせるため、また同様にユダヤ的盲信を終わらせるために、ポルトガルにおいて必要であると思われる法令」をいくつか提案している。整理すれば以下のとおりである⁽²⁹⁾。

- ①聖・俗両界において、名譽ある職につくことを望むものにはすべて、血統審査を課さず、そのかわりに、貴族身分であることを証明すること
- ②あらゆる法廷における差別を撤廃し、これに違犯するものは中傷罪で処罰すること
- ③事前の審査なしに宗教裁判所の命によって拘束されることを禁止すること
- ⑤捕吏や宗教裁判に出頭するものは、逮捕されない限り、自分がカトリック教に対して犯した罪を告白する以上のことばは許されず、共犯者を告白した場合ただちに投獄されること
- ⑥宗教裁判所を告解者として出てきたものは男女すべて、ただちに国内の牢獄に送られ、

- そこから植民地へ一生追放されるものとすること
⑦逮捕者の財産はただちに相続人へ移るものとすること
⑧アウト・ダ・フェを公的にも私的にも行わず、異端審問を出たもののリストも印刷せず、逮捕者・告解者の名前は、宗教裁判所法廷の内輪にとどめておくこと

そして、こうした法令の論拠と、予想される反論への反論を述べる中で、リベイロ・サンシェスは、新キリスト教徒と旧キリスト教徒の区別の不当性を訴える。

もし、教区司祭や宗教裁判所の委員の証明書がそうなっているとしても、250年の後も、ひとりの新キリスト教徒が、自分自身そしてその父祖たちも眞のキリスト教徒として生きていることを否定されるべきなのはなぜでしょうか。

この問題に関して、かの偉大なるアフォンソ・デ・アルブケルケは違った考えを持っておりました。バロスによれば、かれは、ゴアにおいて多くのポルトガル人を異教徒女性と結婚させたのですが、この結婚が執り行われた意図は、単に国家に臣民を与えるのみでなく、教会に信徒を与えるためでもあったのです。そしてこの卓越した称賛に値すべき熱意を神も祝福されました、というのも、ディオゴ・デ・コウトが伝えているところでは、その70年後、1580年には、20の教区を持つ30の村に、善良なカトリック信徒が居住しているのです。

こうした方法で、信仰において疑わしいものと、眞の信仰を有するものとを、何の区別も不名誉も疑惑もなく混ぜますと、経験が不幸にもわれわれに教えているように、空しくもユダヤ教信仰を放逐しようとして異端審問や血統審査を導入した結果、ユダヤ教が増進する代わりに、時とともに、みながキリスト教徒となつたでしょう。

もし、新キリスト教徒がポルトガル人としての特権を永久に奪われねばならないとすれば、その原因是、血にあるのか、それともこの国の臣民でないことにあるのでしょうか。血によってそれに値しないと主張するものは、無知で盲目であります。聖使徒、そして原始教会の聖父のすべては、みなユダヤ人であります。もし今日、ユダヤ教を信仰して暮らしている新キリスト教徒がいるなら、その原因は教育であって、血ではありません。なぜなら血はすべて赤いからであります。・・・。

新キリスト教徒がポルトガルの臣民であることを証明する必要はありません。250年たっても、ジプシーたちや盗賊団のように暮らすのではなく、この国の法に従って租税を支払い、自らの働きによってのみ生活していることがはっきりしているなら。そしてそれはポルトガルにとって有益なものとなるでしょう⁽³⁰⁾。

このように、リベイロ・サンシェスは、ポルトガルにおいてもアルブケルケのような人種融合政策が行われたこと、新キリスト教徒と旧キリスト教徒に人間のとしての区別は存在しないこと、ポルトガルの臣民として同一であることを主張する。

そして、こうした提案の実行者として、王権に期待することになる。なぜなら、異端審問設立の経緯やポルトガルの法典に照らしたとき「ポルトガルの異端審問がまったくもつて国王に従属していることもまた、明白」であるからである⁽³¹⁾。それゆえ

キリスト教徒の中で洗礼を受け、育てられた、かくも多くの魂が失われてしまうのを見ると、国家とその富に対するかくも重大な損失を見るとき、忠実な愛国者なら、確実な望みを持たず、その人民の唯一の主人にして父である国王が、かかる無秩序に対する対策を講ずることを欲しないなどと思うものでしょうか。不滅のポルトガル国王の経験と聖なる熱意は、何千もの労苦をものとせず、未だに世界の四隅にカトリック教を増進させることを義務付けているのですが、それゆえ、最も野蛮な偶像教徒や、最も遠方の民族が改宗しているというのに、ポルトガルで生まれたかの悲惨な新キリスト教徒が救われるための、愛と福音的慈悲に基づいた有効な手立てがこれまで講じられなかったとは³²⁾。

以上、リベイロ・サンシェスは、「新キリスト教徒起源論」の中で、異端審問と血統審査による新キリスト教徒の差別と迫害が、その意図するところとは逆に、「ユダヤ的盲目」を増加させ、結果としてポルトガルとカトリック教会に多大な損失をもたらしたことを主張し、新キリスト教徒と旧キリスト教徒の区別の不当性を訴える。その上で、「新キリスト教徒と旧キリスト教徒という区分を終わらせるため、また同様にユダヤ的盲信を終わらせるために、ポルトガルにおいて必要であると思われる法令」を提案し、その実行者として王権に期待を寄せるものであった³³⁾。

おわりに—リベイロ・サンシェスとポンバル改革—

リベイロ・サンシェスが「新キリスト教徒起源論」で主張した、新キリスト教徒に対する差別の撤廃や異端審問所の抑制は、ポンバル政権のもとで実行される。ポンバルは、1759年のイエズス会の追放と連動して、教育・文化に関する一連の改革を推進するのだが³⁴⁾、異端審問所や新キリスト教徒差別も、改革の対象となった。こうして1773年、「新キリスト教徒差別撤廃令」が布告される。

I. 余は命ず。新キリスト教徒と旧キリスト教徒という、扇動的で無慈悲な区別を禁じた、1507年3月1日に発布されたマヌエル王の法令、さらに、1524年12月16日に与えられたジョアン3世王の法令は、トーレ・デ・トンボの余の王室文書館よりただちに引き出され、新たに公布され、あたかも完全に一体化しているかのように、本法令の一部をなすものとして、本法令とともに印刷されるものとする。

・・・ (略) ・・・

V. 同じく余は命ず。上述の、新キリスト教徒、旧キリスト教徒という区別を、有害にもかきたてる事によって、ポルトガルの臣民を、連續し永続する不和の下に、おたがいが分かたれ、隔てられ、相争うため、仕組まれかつもたらされた、勅令、書状、命令、その他の措置のすべては、この法令の発行以後、決して存在したことがなかつたかのように、廃止されるものとし、それらの記録は、もはや読まれること無きよう、封印され、廃棄され、しかるべき形式で削除されるものとする。・・・。

V I. 同じく余は命ず。いかなる身分、資格、地位であれ、この余の法令が出た暁には、これは全般的な規則、永久の布告となり、言葉にせよ書き物にせよ、上述のとお

り不可とされた区別を使用するもの、あるいは、そうした区別から利益を得たり、会話や議論においてそうした区別に肩入れするものは、それが聖職者であれば、反乱者にして公の安寧を脅かすものとして、国籍剥奪の上、ポルトガルから永久に追放するものとし、二度と入国できないものとする。それが世俗の貴族であれば、同様な事実（がかれに対して立証されれば）から、有していたところの貴族としての位階、職務、さらには王室からの俸禄および騎士団禄のすべてを、いかなる返還もなく失うものとする。そして、卒族であるなら、公開の場で鞭打たれ、アンゴラへ終身の流刑に処するものとする⁽³⁵⁾。

以上、厳格な措置を取ることによって、新キリスト教徒差別を消滅させようというポンバル政権の意図が見て取れるものとなっている。それと並行して、1761年以降、ポルトガルにおいては、アウト・ダ・フェは行われなくなり、1774年には「新異端審問所規則」が布告され、異端審問所は王権の統制を受け、骨抜きにされることになる。リベイロ・サンシェスが企図していた「王権」による問題の解決は、ここに実現されることになった。

このように、新キリスト教徒に対する差別・迫害は、公的には禁止され、消滅することになったのだが、たとえポンバルがこの時期かなり独裁的な権力を振るっていたといえ、長年染み付いた「差別」意識が簡単になくなるものであろうか。リベイロ・サンシェスも、その「日誌」の中で、73年の「差別撤廃令」によっても差別がすぐには止まないことを認識している⁽³⁶⁾。そうしたことも含めて、本稿では、当時のポルトガル社会における新キリスト教徒差別の実態や、異端審問所の具体的な活動といった問題については触れられなかった。

今後の研究課題としては、同じくポンバル期に布告された「東インド現地人平等令」や、「インディオ解放令」といった人種・民族問題についての諸立法と、ポルトガル啓蒙思想との関連を検討して、18世紀ポルトガルの「帝国」における「啓蒙専制改革」の意義について検討したい。

[註]

- (1) 「ルゾ・トロピカリズモ」については、市之瀬敦、『ポルトガルの世界—海洋帝国の夢のゆくえー』、社会評論社、2000年
- (2) Boxer, Charles R., *The Portuguese Seaborne Empire, 1415-1825*, Hutchinson, 1969., pp.249-272. また、ポルトガルにおける異端審問の活動と新キリスト教徒差別・迫害の問題を論じた著作として、Saraiva, José António, *Inquisição e Cristãos-Novos*, Editorial Inova, 1969.
- (3) Rêgo, Raul, O Marquês de Pombal, os Cristãos-Novos e a Inquisição, in *Pombal Revisitado*, vol. I, Editorial Estampa, 1984., pp.307-336.
- (4) ポルトガルと啓蒙の問題については、Araújo, Ana Cristina, *A Cultura das Luzes em Portugal, Temas e Problemas*, Livros Horizonte, 2003. 王立歴史アカデミーについては、Mota, Isabel Ferreira da, *A Academia Real da História, Os Intelectuais, o Poder Cultural e o Poder Monárquico no séc. XVIII*, Minerva, Coimbra, 2003.

- (5) ルイス・ダ・クーニャについては、金七紀男、「ドン・ルイス・ダ・クーニャのブラジル遷都計画—啓蒙主義者による『ポルトガル・ブラジル帝国構想』」、『ブラジル「発見」500年—その歴史と文化—』ラテンアメリカモノグラフシリーズ13、上智大学、2002年。Cluny, Isabel, D. Luís da Cunha e a Ideia de Diplomacia em Portugal, Livros Horizonte, 1999. ルイス・ダ・クーニャの政治・経済思想を、ポンバル改革との関連で位置づけたものとして、Falcon, F.J. Calazans, *A Época Pombalina*, São Paulo, 1982., pp.247-258.
- (6) リベイロ・サンシェスの生涯については、Mendes, António Rosa, *Ribeiro Sanches e o Marquês de Pombal, Intelectuais e Poder no Absolutismo Esclarecido*, Cascais, 1998. を参照した。
- (7) Ibid., 36-39.
- (8) ブールハーフェについては、K. ファン・ベルケル、塚原東吾訳、『オランダ科学史』、朝倉書店、2000年、56頁～58頁
- (9) ロシア時代のリベイロ・サンシェスの活動については、Carvalho, Rómulo de, *Relações entre Portugal e a Rússia no Século XVIII*, Sá da Costa, 1979., pp.17-53. なお、ロシア退去の理由については、ロシアにおける反ユダヤ人的雰囲気が原因だったという説があるものの、真相は謎である。このロシア時代を通じて、サンシェスは、ロシアやクリミアといった異質な世界に触れるとともに、医師としての実践経験をさらに積む。その後のかれの著作には、このときの経験を踏まえたものが多く、また、このときのロシア宮廷での医師としての活動は、のちに1762年、宮廷クーデタによって女帝エカチェリーナ2世が即位したのち、ロシアの教育改革についての諮問と年金の授与へつながっている。
- (10) Mendes, António Rosa, *Op.cit.*, 11-17
- (11) Sanches, António Nunes Ribeiro, *Obras*, vol.1, Universidade de Coimbra, 1959. Idem, *Obras*, vol.2. Universidade de Coimbra, 1966.
- (12) Idem, *Christãos Novos e Christãos Velhos em Portugal*, Prefácio de Raul Rêgo, 2.^a edição, Porto, 1973. および、Victor de Sá, *Ribeiro Sanches, Dificuldades que tem um reino velho para emendar-se e outros texto*, selecção, apresentação e notas de Victor de Sá, 2.^a edição, Lisboa, 1980
- (13) Mendes, António Rosa, *Ribeiro Sanches e as "Cartas sobre a Educação da Mocidade"*, Lisboa, FCSH, 1991 (policopiado).
- (14) Idem, *Ribeiro Sanches e o Marquês de Pombal, Intelectuais e Poder no Absolutismo Esclarecido*, Cascais, 1998.
- (15) Machado, Fernando Augsto, *Educação e Cidadania na Ilustração Portuguesa: Ribeiro Sanches*, Campo das Letras, 2001.
- (16) Araújo, Ana Cristina, Ilustração, Pedagogia e Ciência em Ribeiro Sanches, in *Revista de História das Ideias*, vol.VI, 1984, pp.377-394. および、Idem, Medicina e Utopia em Ribeiro Sanches, in *Ars Interpretandi - Diálogo e Tempo, Homenagem ao Professor Doutor Miguel Baptista Pereira*, Porto, Fundação Eng. António de

- Almeida, 2000, pp.35-85.
- (17) <http://www.estudosjudaicos.ubi.pt/>
- (18) Cunha, Norberto Ferreira, A Ideia de Tolerância em Ribeiro Sanches, in *Elites e Académicos na Cultura Portuguesa Setecentista*, Imprensa Nacional-Casa da Moeda, 2001, pp.151-190.
- (19) 「新キリスト教徒起源論」の訳出に使用したテキストは、Sanches, António Nunes Ribeiro, *Christãos Novos e Christãos Velhos em Portugal*, Prefácio de Raul Rêgo, 2.^a edição, Porto, 1973.
- (20) Ibid., p.33.
- (21) Ibid., p.35.
- (22) Ibid., p.38.
- (23) Ibid., pp.35-36.
- (24) Ibid., pp.40-41.
- (25) Ibid., pp.39-40.
- (26) Ibid., pp.43-44.
- (27) Ibid., pp.45-46.
- (28) Ibid., pp.48-57.
- (29) Ibid., pp.57-60.
- (30) この部分は、ユダヤ研究センターのP D F版 *Christãos Novos e Christãos Velhos em Portugal*, Universidade da Beira Interior, 2003, pp.9-10. より訳出した。
- (31) Sanches, António Nunes Ribeiro, *Christãos Novos e Christãos Velhos em Portugal*, Prefácio de Raul Rêgo, 2.^a edição, Porto, 1973., p.77.
- (32) Ibid., p.80.
- (33) 「新キリスト教徒起源論」は、以下のような文言で終わっている。

みなさま、カトリック教徒であればなおさら、その息子（フェリペ三世）が失うことになる臣民を追放しなかったフェリペ2世を称えましょう。その顧問官たちの懇願にもかかわらず、かれは、信仰深くかつ思慮深くも、國家が破滅するであろうこと、そして、宗教も、あれらの魂とその子孫を、取り返しがつかず、失ってしまうであろうと考察していたのですから。

パリにて、1748年11月8日
フィロパテル(Philopater)
(Ibid., p.81)

スペインにおける「モリスコ追放」が社会・経済に深刻な影響をもたらしたことは周知の通りである。リベイロ・サンシェスは、「思慮深い」国王による解決を期待していたのだろう。なお署名「フィロパテル」とは「父を愛するもの」という意味であろうか。

- (34) ポンバル改革の位置づけについては、Torgal, Luís Reis de, Acerca do Significado Político do Pombalismo, in *Munda*, Coimbra, N.^o 4, Novembro, 1982, pp.18-29.

および、Idem., Acerca do Significado do Pombalismo, in *Revista de História das Ideias*, IV, tom. 1, Coimbra, 1982, pp.7-17. また、1760年代以降の、ポンバル改革の理論的進展については、Dias, Sebastião da Silva, Pombalismo e Teoria Política, in *Cultura, História e Filosofia*, vol. I., Lisboa, 1982 および、疋谷憲洋、「十八世紀ポルトガルにおける大学改革のイデオロギーについて」、『史學研究』218号、1998年、62頁～80頁

- (35) 「新キリスト教徒差別撤廃令」については、Rêgo, Raul, *Op. cit.*, pp.330-336.
- (36) Santos, Maria Helena Carvalho dos, Ribeiro Sanches e a questão dos judeus, in *O Marquês de Pombal e o seu tempo, Revista de História das Ideias*, IV, tomo I, Coimbra, 1982, pp.117-142.

(付記) 本稿は、科学研究費・基盤研究（A）「近代移行期の港市における奴隸・移住者・混血者－広域社会秩序と地域秩序－」（研究代表弘末雅士）による研究成果の一部である。